

那覇市立宇栄原小学校 いじめ防止基本方針

令和4年7月改訂

1. いじめ対策に係る本校の基本理念

本校は、「一人一人が夢を持ち、たくましく生きる子」を教育目標に掲げている。教育目標の実現に向けて、すべての児童が安心して生き生きとした学校生活を送れる環境作りが大切である。私たちすべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む姿勢について十分理解し、学校長及び全職員一丸となって組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

文部科学省においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を以下のように示している。

(平成25年法律第71号より抜粋)

<p>第二条（定義）</p> <p>この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p>
<p>第十三条（学校いじめ防止基本方針）</p> <p>学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の 実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。</p>
<p>第二十二条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）</p> <p>学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。</p>
<p>第二十三条（いじめに対する措置）</p> <p>学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</p> <p>3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</p> <p>4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。</p>

- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

第二十八条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下 「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
 - 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第三十条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

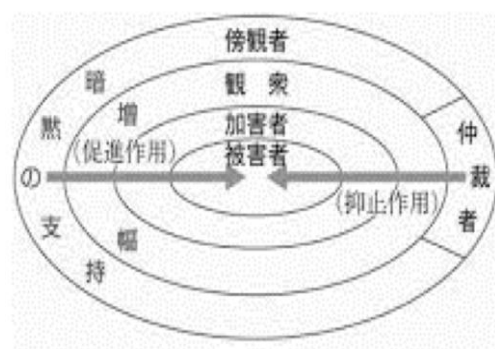
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十四条（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

いじめの構造図

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない児童にとっては、その成長の過程において何らかの理由によりどの児童も被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。また、被害者、加害者だけでなく観衆(囃し立てる子)や傍観者(見ている子)など、いじめの構造は複雑であり、小学校段階においてもそれぞれの立場や問題点等について教育活動のあらゆる場面を通して児童に理解させることも重要である。



これらの基本的な考えを基に、本校ではいじめ防止に向けての指導體制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むと共に、いじめを認知した場合は迅速且つ組織的に対応する。「いじめは絶対に許さない」「いじめを受けた児童を徹底して守る」という姿勢で一貫した指導を進めていく。

2. 本校の現状

教職員・保護者・児童の各種学校評価アンケートから見る本校の現状は以下の通りである。

(令和3年度 学校評価アンケートより抜粋)

教職員評価	児童、保護者と信頼関係づくりを行い、いじめの早期発見、早期解決に努めている。	95%			
	学年や関わりのある教師の他にも実態に合わせて養護教諭や教育相談員、スクールカウンセラー、寄り添い支援員等と連携しながら気になる児童の支援に努めている。	95%			
保護者評価	学校は道徳教育や学校行事、体験的な活動を通して豊かな心を育む活動に取り組んでいる。	83%			
	学校は児童の学習面や生活面、生徒指導上の問題等について、気軽に相談できる体制が整っている。	78%			
児童評価		3年	4年	5年	6年
	先生方は、いじめなどクラスの問題に真剣に取り組んでくれます。	93%	98%	95%	88%
	先生方は、自分たちの話を聞いてくれたり、応援してくれたりします。	93%	95%	93%	88%

3. いじめ対策のための組織

(1) 学校内の組織

① 児童支援委員会

月に1度、校長・教頭・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・教育相談担当・養護教諭・各学年の生徒支援担当からなる児童支援委員会を設置し、校内における生徒指導・生活指導上の課題や問題傾向を有する児童についての適切な指導・支援の在り方について情報交換および共通理解を図る。また、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談支援員、寄り添い支援員も参加する。

② 児童支援全体会（職員会議）

月に1度、全職員が参加する職員会議にて児童支援全体会を持ち、生徒指導上の課題等についての情報交換および共通理解を図る。

③ 校内いじめ対策委員会

児童や保護者による相談または教職員による発見があった際には情報収集や事実確認を速やかに
行い、校長、教頭、生徒指導主事、当該児童と関わりのある教職員、特別支援教育コーディネーター、
教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーや教育相談支援員、寄り添い支援員等からなる校内
いじめ対策委員会を設置し、いじめ問題の現状把握や早期解決に向けての取り組みの方針を話し合う。

【校内いじめ対策委員会を中心としたいじめ発見から解決に至るまでの流れ】

1. いじめ発見

- ・ 日常の観察 ・ 学校生活アンケート(月1) ・ 教育相談 ・ 教職員間の情報
- ・ 本人や他の児童、保護者等からの訴え ・ 地域住民、関係機関からの情報提供等



2. 情報収集・事実確認

- (1)聞き取りチーム(担任、学年主任、関係教職員等)を構成し、聞き取りの手順を確認する。
- (2)関係児童や保護者、地域住民、関係機関等からいじめの態様や状況を多角的に情報収集する。
- (3)複数の情報から事実関係を確認する。
- (4)管理職へ報告する。



3. 支援・指導方針決定

【校内いじめ対策委員会】

- (1)収集した情報について事実関係を確認する(情報共有)。
- (2)支援方法の検討と指導方針の確認を行う。
- (3)対応チームの編成と役割分担をする。
- (4)全教職員へ情報提供し、共通理解を図る。

※重大事案の場合は

那覇市教育委員会へ報告し
必要に応じて豊見城警察署
と連携して方針を決定する



4. 解決に至るまでの対応

(1)被害児童とその保護者への対応

児童	・ 学校が徹底して守り通す姿勢を示す ・ 検討した最善の手立てによる早期解消を図る ・ 心のケアに努め、自尊感情を高める ・ 継続的な見守りと安全確保を保証する
保護者	・ いじめ発生に対して学校として謝罪し、把握した事実関係について説明をする。 ・ 指導の方針や具体的な手立てについて説明し、綿密な連携について確認する。

(2)加害児童とその保護者への対応

児童	・ いじめは他人の人権を侵す行為であり、絶対に許されないことを自覚させる ・ いじめに至った心的要因や背景を理解し、加害児童の心の安定を図る ・ 相手への謝罪と共感を指導する
保護者	・ 事実確認と学校での指導経過を正確に説明する ・ 家庭における指導や配慮事項を要請する ・ 相手児童やその保護者への謝罪について指導する

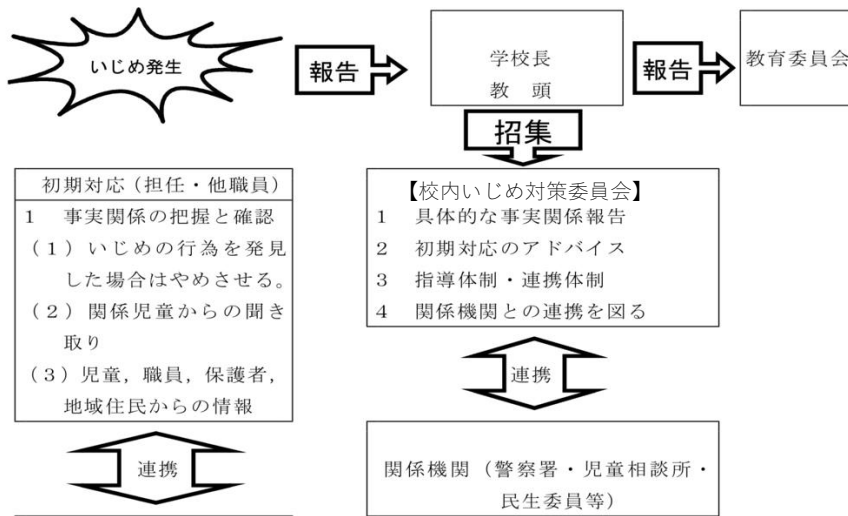
(3) 周りにいた児童とその保護者への対応

児童	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせることの大切さに気付かせる ・はやし立てたり傍観したりする行為もいじめと同じであることに気付かせる
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の内容や関係した児童の保護者の意向を確認の上、学校長の判断のもとに必要な場合は保護者会等で事実確認、指導経過等について説明する

(2) 関係機関と連携した組織

生徒指導上の重大事案が発生した場合、もしくは重大事案につながる恐れのある場合は、その場の適切な処置を図るとともに管理職に速やかに報告する。

学校長の判断のもと、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には那覇市教育委員会と連携を図り、豊見城警察署と相談して対処する。児童の生命や身体、財産に重大な被害が生じた場合または生じるおそれがある場合は直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。



初期対応 (担任・他職員)	
1	事実関係の把握と確認 (1) いじめの行為を発見した場合はやめさせる。 (2) 関係児童からの聞き取り (3) 児童、職員、保護者、地域住民からの情報

【校内いじめ対策委員会】	
1	具体的な事実関係報告
2	初期対応のアドバイス
3	指導体制・連携体制
4	関係機関との連携を図る

連携	
関係機関 (警察署・児童相談所・民生委員等)	

保護者	
1	被害者児童と加害者児童の保護者へ事実関係を報告する。
2	学校との連携方法

主な関係機関 (相談窓口)	連絡先
那覇市教育委員会 教育相談課(来所相談)	098-917-3508
沖縄県警察本部 少年課少年サポートセンター	098-862-0110
豊見城警察署	098-850-0110
中央児童相談所 おきなわ子ども虐待ホットライン	098-886-2900

4. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①児童がいじめを受けたことにより自殺を企図した場合や身体に重大な傷を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等が想定される。
- ②いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは、日数だけでなく個々の状況等を十分把握した上で判断する。
- ③児童の保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、その時点で学校は重大事態として捉え、適切に対処していく。

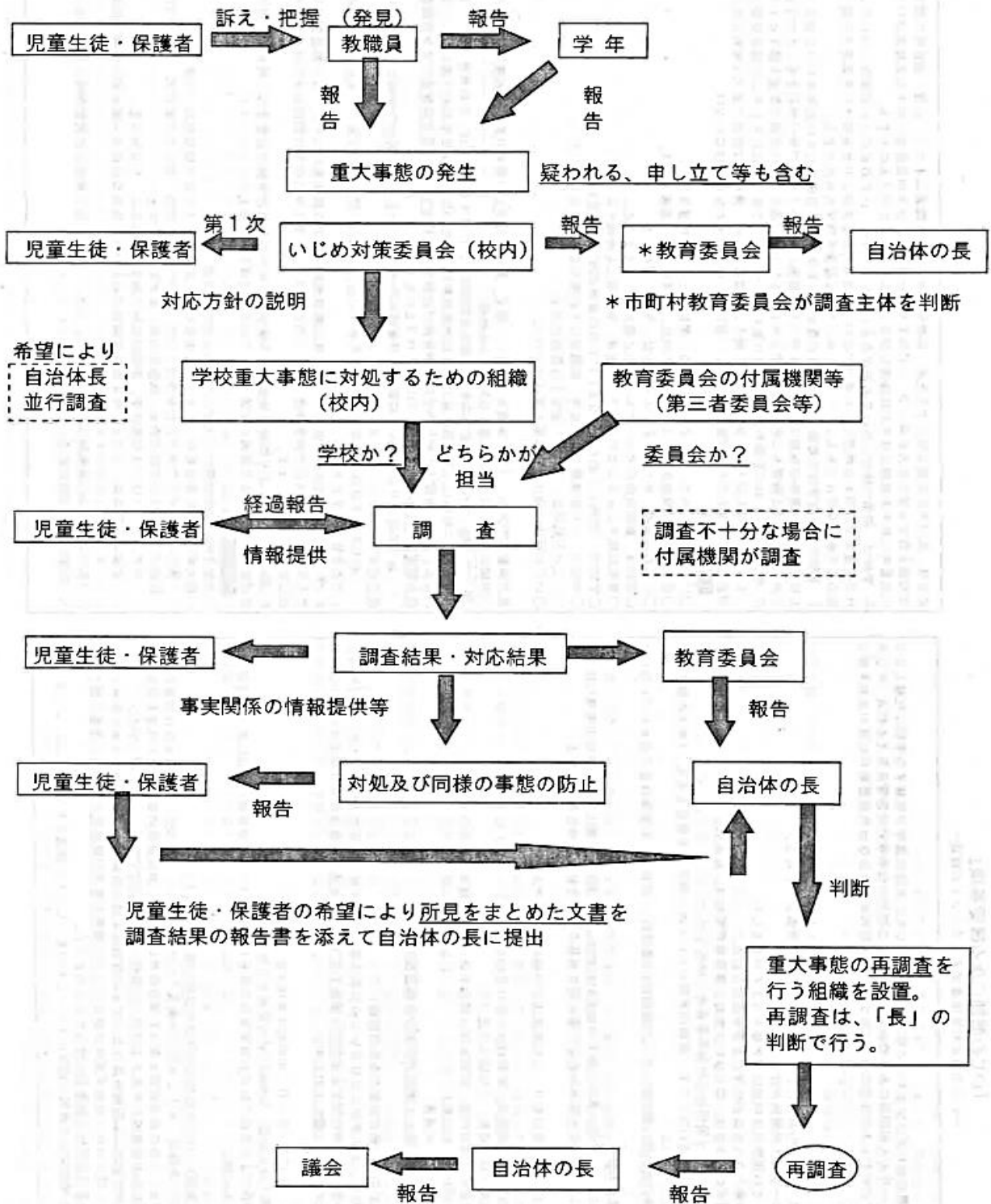
(2) 重大事態の報告とその後の対応

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。市長の判断のもとに重大事態の再調査を行う組織を設置して再調査を行う。市長は再調査の結果を議会に報告する。

(3) 重大事態発生的事案対処等のフロー図

※被害児童・加害児童やその保護者への対応は「3. いじめ対策のための組織」における【校内いじめ対策委員会を中心としたいじめ発見から解決に至るまでの流れ】の4. 解決に至るまでの対応と同様とする。

〈 重大事態発生の事案対処等のフロー図 〉



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

5. いじめ防止に向けた教職員・児童・保護者・その他外部機関との連携における総がかりでの対応

いじめ等の生徒指導上の課題の未然防止や早期発見・早期対応の観点から、児童が毎日安心して楽しく通える「魅力ある学校づくり」の実現ために、教職員や保護者等は丸となって以下のことに取り組んでいく。

(1)教職員

①学級担任・専科担当

未然防止の取り組み	<p>ア 「道徳」「学活」及び「人権教育」等を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。</p> <p>イ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。</p> <p>ウ 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を進める。</p> <p>エ 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。</p> <p>オ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、異学年間でも適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで児童を見守ることができるだけでなく、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り、自らを高めることができる。</p> <p>カ 全ての児童が認められている・満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるように努める。</p>
早期発見の取り組み	<p>ア 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう行動観察する意識を保つ。教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。</p> <p>イ 休み時間や放課後の児童との何気ない雑談等から、児童の交友関係、児童が抱える悩みや不安等を把握する。</p> <p>ウ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、積極的に教育相談を行う。</p> <p>エ アンケートの実施(学年主任への連絡・相談を必ず行う)</p>

②養護教諭

未	学校保健委員会等の学校教育活動の様々な場面で「命の大切さ」を取り上げる。
早期	<p>ア 保健室を利用する児童との雑談等を通してその様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時はその機会を逃さずに悩みを聞く。</p> <p>イ 管理職、学年主任、学年生徒指導係、担任、生徒指導主事と情報共有を行う。</p>

③生徒指導主事

未然	<p>ア いじめの問題について校内研修や職員会議等で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。</p> <p>イ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。</p>
早期	<p>ア 学級担任と連携し、定期的なアンケート調査や教育相談などの実施に計画的に取り組む。</p> <p>イ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室利用、他機関の電話相談窓口について周知する。</p> <p>ウ 休み時間や給食準備時間などでの校内巡視や放課後の校区内巡回などにおいて、児童が生活する場の異常の有無を確認する。</p>

④管理職（校長及び教頭）

未然	<p>ア 全体集会などで校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。</p> <p>イ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育，人権教育の充実，読書活動や体験活動などの推進等に計画的に取り組む。</p> <p>ウ 児童が自己有用感を高められる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。</p> <p>エ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取り組みを推進する。</p>
早期	<p>ア 児童及びその保護者，教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。</p> <p>イ 学校における教育相談が児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり，適切に機能するようにする。</p>

(2)保護者

未然	<p>ア 三者面談，PTA 活動及び保護者会，授業参観日などのあらゆる機会を利用して，保護者(地域)との連携を十分に図る。</p> <p>イ PTA の各種会議や保護者会等において，いじめの実態や指導方針などの適切な情報提供に努めるとともに，積極的に地域行事等に参加することにより，地域住民との連携を深める。</p> <p>ウ 学校警察連絡協議会，市及び校区别生徒指導連絡会などを定期的に開催することにより，関係機関との連携を十分深めておく。</p>
早期	<p>ア 家庭での変化等を見逃さず，積極的に相談できる体制をつくる。</p> <p>イ 地域より登下学校時や放課後の様子などの情報を寄せてもらえるような体制をつくる。</p>

(3)その他外部関連機関との連携

教職員または保護者は，外部関連機関への相談や連携も視野に入れつつ，いじめの未然防止や早期発見・対応につなげる。

※外部関連機関については「3. いじめ対策のための組織」の「(2) 関係機関と連携した組織」を参照

6. いじめ防止に向けた児童及び教職員の年間の取り組み（指導計画）

いじめ防止に向けて児童及び教職員は以下の計画のもとに取り組みを進める。

児童		教職員
毎月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート実施(月に1度) ・道徳教育(月に4時間程度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートによる児童の悩みや不安把握と対応，管理職への報告(月に1度) ・児童支援委員会や職員会議で生徒指導上の課題について共通理解を図る(月に1度)
4月		<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修(いじめ防止基本計画等の共通確認)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(いじめ) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回教育相談週間 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教室(ネットいじめ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導等に関する校内研修
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回教育相談週間 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価をもとにした指導計画の見直し
調整	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教室(人権擁護委員を招いての道徳の授業) 	

7. いじめ早期発見・早期対応のための「学校生活アンケート」

本校ではいじめ早期発見・早期対応のため、毎月末に「学校生活アンケート」を実施している。

(1) アンケートの目的

アンケート調査の目的は、いじめを受けている児童やいじめを目にした児童の声を一つでも多く拾い、いじめがどの程度起きているかを定期的に把握するとともに、緊急性のある事案に対して迅速に対応することにある。また、アンケートを実施することで、児童に対して学校として「いじめをなくそう」としている姿勢を表明している。

(2) アンケートの実施にあたって

いじめの実態把握のため、学校生活アンケートは記名をしての回答としている。ただし、状況に応じて(いじめ等の問題が疑われる場合等)、無記名でのアンケート実施とする。

アンケート実施にあたっては以下のことに配慮する。

- ① 児童間の物理的スペースの確保
- ② 回答中の約束事の徹底（よそ見をしない・私語はしない・回答したことは他人に話さない）
- ③ アンケートの回収は担任が回収する。回収の際は記入内容が他の児童に見えないように十分に配慮する。

(3) アンケート結果の活用

アンケート実施後、学級担任は速やかに結果を確認する。いじめ等の問題が発覚した場合は児童への聞き取り等による事実確認を行い、管理職や学年主任へ報告を行い、迅速に対応にあたる。

8. いじめ発見・対応のチェックリスト

(1) 学校用

①いじめの発見

いじめの被害が疑われる児童の学校での行動・言動	
	遅刻や欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
	忘れ物が多くなり、学習意欲が低下している。
	表情がさえず、うつむき加減である。
	持ち物などが壊れていたり、持ち物を紛失したり、持ち物に落書きがあることが多い。
	用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
	保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
	休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
	休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
	清掃や給食の片付けなど、みんなが嫌がる作業を一人でしている。
	ケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったり黙りこんだりする。
	頭痛や腹痛、吐き気をよく訴える。
	日記や作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。
いじめの発生が疑われる学級	
	授業中、皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、冷やかしやどよめきがあったりする。
	特定の児童の隣に誰も座りたがらない。また、特定の児童の机や椅子に触ろうとしない。
	特定の児童を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
	特定の児童に対して人権を無視したあだ名を付けている。
	黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
	さほど親しくない友達と一緒にトイレから出てきたり、一緒に遅れて教室に入ってきたりする。
	「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の児童の名前が出てくる。
	係を選ぶとき、ふざけ半分で推薦される。

②組織としてのいじめ対応

	いじめの定義について、職員間でズレが出ないように共通認識している。
	いじめが起きたときの具体的な役割分担が機能している。
	重大事態への対応について、全職員で共通確認している。
	対応の経過や事実確認等が適切に記録され、保管されている。
	保護者への迅速な連絡等について全職員と確認している。
	形式的な謝罪を持って解消とせず、解消はいじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを目安とすることを全職員と確認している。

(2) 児童用

いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

	次の項目について「A よくあてはまる・B 少しあてはまる・C あまりあてはまらない・D まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。	
1	他の子をからかったり、冷やかしたりことがおもしろい。	A — B — C — D
2	他の子が間違いをするとおもしろい。	A — B — C — D
3	他の子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかつたりする。	A — B — C — D
4	朝や帰りの会のあいさつをクラスのみなどとすることが面倒くさい。	A — B — C — D
5	人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。	A — B — C — D
6	顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。	A — B — C — D
7	自分の思い通りにならないことがあると、他の人のせいにする。	A — B — C — D
8	係活動や清掃などで嫌な仕事は他の子にやってもらいたい。	A — B — C — D
9	遊びや罰ゲームで他の子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。	A — B — C — D
10	いじめはいめられる側に問題があると思う。	A — B — C — D

(3) 保護者用

いじめの被害が疑われる児童の家庭での行動・言動	
	学校へ行きたがらない。また、「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。
	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
	衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。また、お風呂に入りたがらず、裸になるのを嫌がる。
	学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
	教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり涙を流したりしている。
	親に隠し立てをすることが多くなる。
	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
	学校の様子を聴いても言いたがらない。また、友達や学校生活のことを聴かれると怒りっぽくなる。
	電話に敏感になる。また、友達からの電話にていねいな口調で応答する。
	不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実逃避することに関心を持つ。

9. その他の取り組み

- ・学校評価の結果等を受けて、年度末に「那覇市立宇栄原小学校 いじめ防止基本方針」の見直しを行う。
同方針は教育計画に記載し、学校ホームページで公表して保護者や地域、関連機関等への周知を図る。